

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第4期美幌町自治推進委員会（第2回）
開 催 日 時	平成30年7月19日（木） 18時30分 開会 20時00分 閉会
開 催 場 所	しゃきとプラザ 会議室1
出 席 者 氏 名	伊藤委員、大平委員、加藤委員、 志布委員、疋田委員、村口委員、山野寺委員
欠 席 者 氏 名	大野委員、熊崎委員、梅津委員
事務局職員職氏名	広島総務部長、伊藤政策担当主査、長尾政策担当
議 題	1 自治基本条例の見直しについて 2 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	1名
会 議 資 料 の 名 称	【書類番号1】平成30年度スケジュール（予定） 【書類番号2】美幌町自治基本条例の見直しについて（諮問）写し 【書類番号3】美幌町自治基本条例見直しチェックシート
会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全部記録
	☒ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長（司会）	それでは皆さまお揃いですので、ただ今から開催させていただきたいと思います。 本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 1回目の5月の会議の中で、説明させていただきました、美幌町自治基本条例について、今の条例が現状にふさわしいか、あるいは社会情勢等に適合しているかどうか、町長の4年任期の中で、この委員会に意見を聞くということが自治基本条例で定められています。それに基づき、去る7月4日に町長の方から、この委員会に美幌町自治基本条例の見直しについて、諮問をさせていただいたところです。詳しくは、後程、担当の方から説明がありますが、本日以降については、この諮問を受けて、今の条例がこの時代あるいは美幌町に沿った形の条例になっているか、ご協議をいただくことになっていきますので、よろしくお願いします。 それでは最初に、村口会長の方からご挨拶をいただきまして、その後、議事に基づき進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。
村口会長	皆さん、お晩でございます。大変お忙しい中、役員について一席いただきまして、ありがとうございます。この頃は、暑かったり寒かったりで体調が優れないことも多いとは思いますが、体には十分に注意して、この委員会にはなるべく多く出席していただきたいと思います。今年度は回数が多くありますので、今回も3名が欠席していますが、なるべく全員が来るようにしたいと思います。そして、色々な意見を述べてもらいたいと思います。よろしくお願いします。
村口会長（司会）	それでは議題に入りたいと思います。議題1「美幌町自治基本条例の見直しについて」事務局よりお願いします。 （1）美幌町自治基本条例の見直しについて
長尾政策担当	それでは、美幌町自治基本条例の見直しについて、先に今後のスケジュールを説明させていただきます。 書類番号1の「平成30年度スケジュール（予定）」をご覧ください。こちらは、前回の会議において配付しましたスケジュールを、若干修正して作成したものとなっており、色付けしてある箇所が、この自治推進委員会の開催を予定している日程となっております。前回お伝えしましたスケジュール予定では、この自治推進委員会での会議を、4回もしくは5回と想定しておりましたが、条例を理解するのが難しいとのご意見をいただいておりますので、回数を2回程増やしております。ただし、今後の進捗状況によって委員会の回数が変わると思いますので、ご了承願います。 それではまず、今月、7月の4日に、村口会長をお呼びして、町長から自治推進委員会への諮問が行われました。こちらの諮問というのは、前回の会議で説明させていただきましたが、条例の見直し検討に係る意見を求めるため、書類番号2、「諮問書」の諮問事項のとおり、「条例の各条項が本町にふさわしく、社会経済情勢に適合しているかご検討願います。」ということで、町長から委員の皆さまに意見を求められております。

	また、この諮問に対する回答といたしまして、答申時期を本年10月末とされましたので、短い期間での検討作業となりますが、よろしくお願いいたします。 続いて、書類番号1のスケジュールに戻しまして、本日、7月19日に2回目の推進委員会、8月上旬、下旬、そして9月上旬に推進委員会を開催し、条例の見直し検討作業を行いたいと思っております。 後ほど説明させていただきますが、事務局側からは条例の全てについて説明するのではなく、条例改正の必要性が無いと思われる部分については、説明を省略しながら進めて参ります。 そして、9月の中旬には見直しの検討結果に基づき、事務局で答申案を作成し、委員の皆さまへ送付しますので、それをご確認いただきながら、事務局で答申書を作成し、10月下旬の6回目の推進委員会において町長へ答申したいと考えております。 なお、この推委員会において、条例の見直しが不要だということになれば、この6回目の会議を以て今年度の自治推進委員会は終了となります。また、条例の見直しが必要だと判断された場合は、11月中旬に条例の改正案を事務局で作成し、12月上旬に7回目の推進委員会を開催し、その条例改正案について最終確認をいただきたいと思っております。その後のスケジュールについては、ご覧のとおりとなっております。 以上が、今後のスケジュールとなっております。 続いて、見直し検討作業の進め方について説明させていただきます。前回の会議においてお配りしました、こちらの「美幌町自治基本条例逐条解説」と、書類番号3の「美幌町自治基本条例見直しチェックシート」を使用して進めて行きたいと思います。 先程も少し説明させていただきましたが、条例改正の必要性が無いと思われる部分については説明を省き、全12章の内、第2章、3章、5章、6章、7章、そして9章の一部について説明したいと思います。 ただ、いきなり条例を説明されても難しいと思しますので、逐条解説に記載の【解説・考え方】についても触れながら説明したいと思います。そのため、改めて学ぶという意味も含めて、考えていただければと思います。 また、こちらの「見直しチェックシート」なのですが、左側に条文、真ん中に主な取組状況ということで、条例制定後の美幌町の取組内容が記載されておりますので、こちらとも絡めながら、委員の皆さまには条例に対する理解をまずは深めていただきたいと思います。 おそらく、私もそうですが、自分の家で条例を読むということは中々難しいことだと思いますので、この委員会の時間だけでも自治基本条例について考えていただきたいと思います。 続いて、このチェックシートの1番右側に「意見」という欄がありますので、会議終了後、次回の会議か、その次の会議位までに、何かご意見があれば、記入いただき、事務局まで提出いただきたいと思います。提出方法は、次の会議に来られた際でも、FAXでも、メールで内容をお伝えいただいても、役場に來た際でも構いませんので、何か見直しに関する意見等がある場合にご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。 また、この「意見」の欄には、条例改正の必要性が無いと思われる部分に横線を引いておりますが、もし、お気付きの点等がございましたら、この線に関わらずご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 なお、本日は、第3章まで説明させていただく予定ですが説明のペースが速かったり、遅いと感じた場合は、遠慮なくおっしゃってください。
--	--

	時間によっては、第4章以降へ進んで参りたいと思いますので、ご協力願います。 また、条例の見直しについては、役場の全職員にも見て貰う予定となっていますので、何か意見等が職員の中から出ましたら、委員の皆様にもお伝えしますので、その時にはご検討をよろしくお願いします。 それでは、早速ではございますが、説明に入らせていただきます。 まずは、逐条解説の3P「前文」をご覧ください。こちらは、条例制定の背景や主旨を明らかにするために設けられたものですので、見直す必要が無いと判断させていただきます。 続いて、4Pから6Pまでの「第1章総則」についてですが、こちらにも、1条には条例制定の目的、次のP2条には用語の定義、3条、そして4条は基本理念や基本原則について定められたものですので、見直す必要が無いと判断させていただきます。 続いて、7P「第2章情報共有」について説明させていただきます。 <条例第5条、逐条解説【解説・考え方】の説明> <条例第6条、8条、11条、逐条解説【解説・考え方】の説明> <条例第7条、逐条解説【解説・考え方】の説明> <条例第9条、逐条解説【解説・考え方】の説明> <条例第10条、逐条解説【解説・考え方】の説明> ただ今説明させていただきました、第2章「情報共有」の部分で、美幌町の取組状況については、チェックシートの3Pに記載されておりますので、お開きください。 第5条から8条までの、「情報共有」「情報提供」「説明責任」「情報公開」については、ファイリングシステムの導入や、情報コーナーの設置、職員が出向いて役場のことやメニューに沿った説明を行う、まち育出前講座の実施、公文書の開示ということで、積極的な情報提供を行っております。 続いて、9条の個人情報保護の部分では、「美幌町個人情報保護条例」に基づき、個人情報の保護を徹底しております。 第10条の町民の意見等の関係では、定期的に自治会連合会との懇談会を開催し、広く地域の声を拾い上げています。 また、本日お配りしました、「美幌町議会 報告会・意見交換会 意見取扱いフロー図」をご覧ください。こちらは、議会の報告会・意見交換会においていただいた、町民の意見がどのような取扱いがされるかのフロー図となっております。例えば、「町民から意見や質問等」があった場合、その内容によって、「意見・提案・要望」と「質問」に分けられ、それが例えば、町民からの「意見」であった場合、議会に関するものなのか、行政に関するものなのかで分けられ、枝分かれして行き、町民からの意見等について適切な対応を行っております。 最後に、第11条の「会議の公開」については、前回の会議において報告もしておりますが、審議会等の公開を記載のとおり行っております。 ここまでで何か分からないこと等ありましたら意見をいただきたいと思います。
村口会長（司会）	ただ今、事務局から説明がありましたが、質問があればお伺いしたいと思います。
伊藤政策担当主査	今の条文、逐条解説の中に言葉が役所言葉で分からないものが入っているかと思います。

村口会長（司会）	聞いていても質問が分からない。何を質問していいか。
伊藤政策担当主査	聞いたことのない言葉とかでもあったら、このタイミングで聞いていただけると、より中身が理解出来るのかと思いますので、例えば、付属機関というのも、ここの推進委員会も付属機関の位置付けになりまして、これは条例にも規定しております。それを必ず基本的に公開するというものを定めていて、これが今まで自治基本条例が制定されるまでは決まりは無く、町は積極的な公開をしていなかったもので、これを規定することで、義務付けをして、必ず公開して傍聴の方が来られるように明記しているものになっています。情報の共有というのは、行政だけで持っている情報が外に出ていないという現実がありまして、基本的に町がやろうとしているのは町民主体を前提に置いて、お互い同じ情報を持った中でまちづくりをして行くことを想定していて、何か町がやった時には必ず説明は果たさなければなりません。それは「町は説明責任を果たして下さい」ということを7条に書いてあったり、逆に町民の方から「どうしてこうなっているのか」と情報の開示を求められた時は、町は必ず見せなくてははいけません。ただ、「個人情報に抵触するものは見せませんよ」というのが個人情報保護というところで規定して、見せられるもの、見せられないものがあるという部分を言っています。 また、こちらから提供するばかりではなく、「皆さんからも意見を聞きます」というのが町民の意見等に規定されていますけど、聞くだけでは駄目で、聞いたからには、それに対して「迅速かつ、誠実にお話をします」ということをここに明文化して、やるべきことを必ず実行しようという形になっています。 そして、町民の意見等の部分で、行政と議会とそれぞれ役割が分かれていますので、議会の方ではどういう意見の取扱いをしているのかというのが、フローチャートのとおりとなっています。これは、議会が独自で報告会とか、意見をいただいたら、それに沿って適切に処理しているということで議会の方からいただきましたので、この機会に皆さまに情報提供したいと思い配付いたしました。
広島総務部長	先日、議会報告会と意見交換会が開催され、このフロー図に基づいて議会側から行政に対する事項について、要望事項として来ており、町はその部分について回答書を作成し、これから議会にを差し上げるという形で進んでいるところです。
村口会長（司会）	分かりました。それでは、第3章の説明をお願いします。
長尾政策担当	それでは、再度逐条解説をご覧ください。 9Pの「第3章町民参加」について説明させていただきます。 <条例第12条、逐条解説【解説・考え方】の説明> こちらは取り組みもありますので、チェックシートの4Pをご覧ください。主な取組状況に記載しているとおり、平成29年度には、美幌高校生を対象とした模擬議会の開催、こちらは第3期の推進委員さんにも周知させていただいております。そして今月には美中・北中・美高の2年生を対象とした中高生アンケートを実施しております。こちらのアンケートは、第13条で少し説明します、「総合計画」の基本計画を見直すにあたり、ご意見等を反映させるため、「美幌は住みやすいか・住み続けたい

伊藤政策担当主査	か」といった項目や、生活していく中での満足度についてお聞きするアンケートとなっております。 第12条について、何か分からないことや、分からない言葉等がありましたら、お願いします。 (なし) それでは、再度逐条解説 9 Pをお開きください。 第13条町民参加の対象について、説明をさせていただきます。 <条例第13条、逐条解説【解説・考え方】の説明> 続いて、チェックシートの 4 Pにお戻りください。第13条の「町民参加の対象」ということで、こちらも前回の会議において説明いたしました、町民の方から意見をいただく、「パブリックコメント」の実施や、第 6 期美幌町総合計画策定時の取り組みとして、組織による推薦や公募により参加した町民40名からなる、『びほろ』みらいまちづくり会議を17回開催しております。また、町民の方への情報発信と、町民との意見交換の場である「まち育講座」を開催しております。 こちらのまち育講座ですが、28年度は、「美幌町ことしの仕事」という題材と、「ゴミの分別とゴミ処理事情」という 2 件を開催していきまして、合計48名の参加をいただいております。去年29年度は、「美幌町ことしの仕事」が 1 件、26名の参加をしていただいております。 30年度もまち育講座を予定していますけれども、まだ時期は決まっていませんので、こちらを使って町民の参加そして情報提供を行って参りたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。 第 3 章第13条について説明させていただいたのですが、中々難しいと思いますが、何か分からないことがあればお伝えいただきたいと思います。 (なし) 第 3 章町民参加について、補足させていただきたいのですが、先程の第 2 章では情報共有ということで、行政、町民、議会が情報を皆さんと一緒に持って、一緒に考えましょうという部分を規定していきまして、ここの第 3 章町民参加では、町民の皆様が主体的にやることはないのかということで、自治基本条例は行政だけに対しての条例ではなく町全体に関する条例ですので、「行政のやることにに対して参加して来てください」というのを定めております。 自治基本条例は行政、町民の方、議会、その他、全部を含めて町の憲法の最上位にある条例で、そこに町民の方も行政のやることに「意見を出す」「会合に出る」といったことを積極的にやりましょうということをここで定めています。 当然我々も町民の方たちの意見を聞くけども、皆さんも積極的に参加してくださいということを書いています。何でもかんでも入って来ると、これもまた色々問題がありますので、参加の対象を13条に細かく書いています。 まず、総合計画は町で立てる計画の一番上にあって、その計画に基づいて町は色々事業を行っていて、一番上にある大事な計画なので、なおのこと町民の方たちも入って意見ないし考えましょうというところを第13条の(1)に書いてあり、計画を見直したり作ったりする時にはただ待つ
----------	---

長尾政策担当	のではなく、意見をくださいと町から言わなければならないと書いています。 そして、アンケートをやりましたとありますが、総合計画を作る時に町民会議という形でたくさんの町民の方に集まって色々検討して作った総合計画が、今年見直す時期なので、2,000人の方を抽出しまして、明日アンケート用紙を発送する予定です。これは一番皆さんに直結する部分で、計画はありますけど中々目にするものではないので、町の施設の新設とか13条の(3)に書いてある改良又は廃止の時も町民参加を求め、勝手に作ったり、壊したり、行政だけの考えだけでやるのは駄目ですので、参加の対象としています。 後は、町民の生活に大きな影響を及ぼすものも皆さんの声を聞くようにしてものを決めて行くことをここに規定しています。逆に第13条の2項には、町民参加を求めないでやることを4つ、行政自らが決めなさいということを書いています 逆に、一方的に町がシャットダウンして、意見を聞かないよという場合は理由も言いなさいというのを13条の4項に書いてあります。お互いやり取りを明らかになるようにして、町民参加を求めることをここに規定しています。そういう様なことを頭に入れておいて次の説明を聞いていただけたらより分かるかと思いますので、お願いします。 続きまして、逐条解説の11Pに戻りまして、第14条「町民参加の方法」について説明させていただきます。 <条例第14条、逐条解説【解説・考え方】の説明> <条例第15条、逐条解説【解説・考え方】の説明> <条例第16条、逐条解説【解説・考え方】の説明> ただ今説明しました、第14～16条の部分の主な取組状況といたしまして、チェックシートの5Pをお開きください。 「町民参加の方法」では、町の重要な計画策定時には審議会を開催しております。また、先程もありましたパブリックコメントや、各種アンケートを実施しております。こちらの各種アンケートに記載の中高校生アンケートにつきましては、先ほど説明しました、中学・高校の2年生を対象としたものです。また、まちづくりアンケートの実施、平成26年にも実施していますが、先程主査から説明がありましたとおり、明日、無作為で2,000人抽出しましたアンケートを発送する予定です。内容につきましては、中高生アンケートよりも濃いというか、例えば、「役場窓口の対応とサービスについて」だとか、「高齢者福祉・介護サービスの提供」といった項目について、満足度や今後の重要度について回答するものとなっております。 続いて「提出された意見等の取扱い」では、主な取組として、パブリックコメントでいただいた意見に対する回答を公表しております。こちら、ホームページで確認していただくと分かりますし、前回の会議でも説明させていただいております。 また、先ほど「議会における意見の取扱い」で説明したとおり議会でも適切に対応しております。 そして16条の「審議会等の委員の選任」では、主な取組として、審議会の委員の2割は公募により選出しております。こちらの自治推進委員会も、それに基づいて2割公募によって選出しています。 以上で第3章の町民参加についての説明を終了させていただきます。何か分からないこと、難しい文言等がありましたら、お伝えください。
---------------	--

村口会長（司会）	事務局から説明がありましたが、質問等ありませんか。
伊藤政策担当主査	14条に書いてある町民参加に、参加されたことある方、いらっしゃいますか。「審議会等の会議の開催」というのは、皆さん委員になられていますので、参加になろうかと思いますが、パブリックコメントとかの制度はご存知でしょうか。
志布委員	いざ「書く」となったり、「言う」というのは、意外とどういうことをどう言えばいいのか分からない。
伊藤政策担当主査	パブリックコメント手続き自体は、意見公募と書いてあるとおりですけど、これも自治基本条例ができて制度化されたものの1つです。計画を作るとか、何かやるという時に、従来は町が考えた計画がそのまま作られて実行され、中には議会に諮って議決が必要な計画もありますが、一般の町民の方は、どこで意見を出せば良いのかというところをパブリックコメントという形で意見を出していただきます。これに何か多角的な方面で見方があると思うので、町としては、担当の窓口に関連用のものが置いていたり、ホームページ上で掲載しております。 また、意見を出していただく時はお名前を書いていただくのですが、意見を公表する時は当然名前を伏せますし、不利益はありませんので、やっていただきたいと思います。例えば、パークゴルフ場の時は、すごい数が来ていました。施設を造る時には、様々な意見があるので、それを聞かないまま町の一方的な考えでやるのはおかしいというのを条例で明確に定めていますし、年間のパブコメ実施結果を報告してまして、意見も何件か出ているのですが、残念ながら意見は多いというわけではなく、それだけ良いものと皆さんが納得してくれているのなら良いのですが、出し方が分からない、何を書いていいか分からないというのであれば、周知の仕方とかを見直すべきものがあるのかと思います。
志布委員	「こうだから、こういう風にしたら良い」と書けと言われてたら意外と書けなくて、「今、こういうことをしようとしているけど、あなたは必要か必要でないか」とか、一部チェックを付けるだけでも、その人の意見が反映されるものがあると言えるのもっといいのかと思うけど、何も無い真っさらなとこに自分の意見を堂々と述べろと言われても町のやっていることに良いのか悪いのか、でも、必要としている人がいるからほしいのだろうと思っていたら、実は必要な人はほんの一部で、ほとんどの人が必要でなかったということもあるかもしれないし、「あなたが必要か必要でないか」「使うか、使わないか」という入口から始まらないと深い意見は出て来ないと思う。チェック項目を付けると意見だけでも反映されるとか、その他にもっと具体的に意見として述べられる方がいらっしゃるとすれば意見として述べれば良いけど、ほとんどの人がパブリックコメントを出さないというか、出しようがないというか、何て書いたら良いのか私自身がそうだから、そう思う。スポーツの関係でも、する人はするし、しない人はしないと分かれると思う。子育て中の方は、屋内施設の中に何か出来るみたいで、「何か出来る」と思っている位で、スポーツのこともよく分からないし、一生懸命やっているとか、頑張っているな、活躍しているなと分かるとこは分かるけど、そういう施設に関しても、分かる人と分からない人だと思うので、みんなの意見が幅広く欲しいのであれば、せめてちょっとした入口のこと位から捕まえら

	れるようなこともあっても良いのかな。例えば、出入りしているスーパーにあって、入れておけば町に届くとかでも良いし、役場に来た時にパブリックコメントアンケートの様な場所があってコメントまでは言えないけど、ちょっとした意見が届けられるとか、そうしたらおばあちゃん、おじいちゃんたち、若い人たちでも忙しい中でもチェックすることは出来るのかなと思う。何が問題か問題でないかも分からない。
広島総務部長	施設を新設する時に、「必要ですか。必要ありませんか。」というのは、施設の目的によって、使う方によって当然違うと思う。そのことだけで判断するというのも難しいと考えていて、パブコメも基本構想の段階で一回やりなさい。次に基本計画の中でパブコメをやりなさい。基本設計の段階で行けば、そこがほとんど施設の全容という形になって、次の実施設計になると、それを金額に変えるだけなので、基本設計の段階で施設の平面図、用途は出て来るので、まずは構想の段階とそれが図面化された段階について機能も大体決まった段階でパブコメをしなさいと。そうすると必要かどうかというよりも、機能としてどうかをパブリックコメントでいただくということが今やっていることで、本来であれば必要な施設かどうかということも必要かもしれない。だけど、それは使うニーズによって行政には必要な施設も当然あるので、多くの方が利用する施設が公共施設として全て必要かということ、そうでもないということもあるので、その必要か必要でないかということだけの判断はパブコメでやって、その意見を何対何だから必要ないという結果には中々ならないこともあると思いますけど。
志布委員	そこに係わって行く時に使い方とか使いこなし方とかもあると思うけど、パブリックコメントに係われるといたら関心のある人は書けるのだろうけど、パブリックコメントの中は見たこともないし、出そうとも思っていないから見もしなかったから、そういう段階があるのも知らない。パブリックコメントの結果は、どこかに発表しているのですか。
広島総務部長	同じ様にホームページとかで。
志布委員	ホームページですよ。ホームページを見ない人は知りようがない。
広島総務部長	ホームページとそれぞれパブコメをやった閲覧用のものは置いてあるので、そこにも結果は全部あります。
志布委員	その出している場所でね。
広島総務部長	そうですね。結果は役場の情報コーナーにもあります。
志布委員	家だけにしかいない人と、役場に多く出入りしている人と、施設を利用している人は、関心ある人はパブコメあると見ているけど、インターネットする時代の人、ちょっとはするけどそこまでやっていない人、色んな段階がいるということも事実だから、広報の中に第1、第2、第3のシリーズになっていれば、「こういう風に言えば良い」と分かった時に、次の時は「そんなことでは駄目だ、ちょっとは書かなければ」という関心も出るのでは。
広島総務部長	確かに、広報にはこれについてのパブコメで意見を求めていることは出すけど、結果は出ていないですね。

志布委員	出ていないと思ったの。だから、私は広報は見るけども、他は見えていないから、そこに出ていれば。後は伝書鳩とか見るけど。報告する気があるなら、何か出来るのではないか。インターネットの世界だけが皆やっているわけではないし、やっぱり両方あるということも発信する方は、皆さんにどうやって周知するか工夫された方が良いと思う。
広島総務部長	そういうことも含めて意見欄に書いていただければと思う。例えば、パブコメの結果の公表の方法について、もっと住民に分かる様な形の公表の仕方とか。
志布委員	この中に、報告のことで載せれば良いというか、出ているのですね。
広島総務部長	パブコメをやるということは、この条例の中で規定はされているけど、公表の仕方は残念ながら規定はされていない。
志布委員	こういう意見もありますということで、皆さんに分かるように情報を。
広島総務部長	そういうことを含めて書いていただければ。
志布委員	そういうことですね。何を書いて良いのか。
広島総務部長	志布さんが思ったようなことを書いていただければ。
山野寺委員	今、他の委員さんがおっしゃったような中身になるかと思えますけど、今回条例の見直しなので、その内容は今説明していただいて、特別変える所はないかと認識していましたが、今意見が出たように、その横に書いてある主な取組状況の中でこの条文に従って実施されているかどうかは別の議論ですよね。ここでは条例自体がどうかというところを意見すると聞いていたのですが、そういう意見も入れてくれと話を言っていたので、そこも含めて考えとしたら色々な意見が出て来ると思う。
広島総務部長	そういうことも含めて、責務として規定をすべきだということであれば、条例を改正した中でそういう責務を追加しなくてはならないという形が出て来ると思う。
志布委員	発信するということにはなっているけども、その方法についてはどういう手段を執っているとはなっていない。
広島総務部長	例えば、審議会の開催方法で「公開で何回やりました」「非公開の会議が何回ありました」というのも、ホームページ、広報に載っていて、中身によって伝える手段が違って来るのがあって、そこは最低限2つの方法でとか町民への情報開示をすべきだとか規定として必要であれば、規定を作らなければいけないということにもなろうかと思えますけど。
伊藤政策担当主査	パブコメの話に焦点が行っていたと思うのですが、これはあくまでも、町民参加の方法の手段の1つで、審議会の会議で来ていただくのも1つの参加ですし、意見交換会ということで、よく公共工事をやる際に行う地元の説明会等も生の声を聞かせていただくのも参加の1つです。これも先ほどの話に似ているのですが、興味のある人しか来ないので、

	「知りたいから見る」「興味が無いから見ない」となると裾野が広がって行きません。そこで条例が求めているのは、当然我々も義務を課されますけど、町民の方たちも参加を積極的に、一步足を踏み入れて欲しいという思いもこの中に実はあるというのも見て欲しい。要は目の前にないから見ないのではなくて、そこを開いて見てみるとか意識を向けてみることも、ここでは理念として持っている。その場を作るというのも我々の義務、責任としてあるというのもここに入っています。
志布委員	ここに入っているけども、住民によっては、「そっちはそっち、こっちはこっち」と感じられる。
広島総務部長	町民の方が参加しやすくなる方法がどういう方法なのか協議をして行かなくてはならないと思います。
志布委員	何回知らせても広報も読まない人がいるとの話を聞いたことがある。伝書鳩は読むけど広報は読まない人もいるから、お知らせしても読まなかったら終わりだなと。
広島総務部長	そういうことも含めて、何かあったら意見として次回の時に出していただければと。
村口会長（司会）	その他に意見ありますか。 （なし） 無いようですので、事務局の方から何か。
長尾政策担当	これで今回の内容第3章まで終わりましたので、終了したいと思います。一番初めにお話したのですが、本日説明した条例とか省略した条例でも構いませんので、小さなことでもお気づきの点等がありましたら、チェックシートの意見の所に記載していただいて提出していただければと思います。 また、次回も、本日の続きから見直しの検討作業を進めて参りたいと思いますので よろしくをお願いします。次回は、もっとかみ砕いて説明させていただきますので、よろしくをお願いします。
伊藤政策担当主査	また補足ですけど、今日、皆さん、逐条解説をよく見ていただいたと思いますけど、29Pの第49条に推進委員会のことが書いてあります。条例事項としてここに規定されていることをご確認いただきたいと思います。この中にも書いてあるのですが、この条例に基づく制度、町民参加の状況、運用状況に関する事項というのは「自ら事項を審議し」という権限を持たされているということを念頭に入れておいていただけたら、先程、山野寺委員がおっしゃっていましたが、今回は議題としては条例の見直しを当然一番の目的としてやりますけど、こういったことも皆さんにやっていただくこともありますので、そういう意見も含めて言っていただきたいと思います。以上です。
村口会長（司会）	次回の委員会まで今日やった1条から16条まで読んで自分なりに覚えて来て欲しいと思います。 それでは、その他お願いします。

長尾政策担当 伊藤政策担当主査 村口会長（司会）	<u>（２）その他</u> 今回の会議について説明させていただきます。次回は８月の上旬を予定しております。本日、日程調整表を封筒に入れて席に置きましたので、期限は短いのですが、来週26日（木）まで事務局に回答願います。お忙し中申し訳ないのですが、よろしくお願いします。以上です。 それともう１点。皆さんの席にカントリーサインアンケートを配りました。今、町内の公共施設、各郵便局にポスターと一緒に持って行き、取り組んでいるところです。全くの任意ではありますが、もし書いていただければと思います。 これで閉会をしたいと思いますけど、初めに言ったように、なるべく委員会には出るようにしていただきたいと思います。今日は長時間に渡って、色々ありがとうございました。 了
---	---